

東洋学園大学研究活動の不正行為に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東洋学園大学研究倫理委員会規程（以下、「委員会規程」という）第2条第1項第1号から第3号に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における「研究者」「研究」「研究費」「不正行為（研究不正）」の定義は、東洋学園大学研究倫理規程を準用する

- 2 この規程における「悪意に基づく通報」とは、対象研究者を陥れるため、または対象研究者の研究を妨害するため等、専ら対象研究者に何らかの不利益を与えること、または対象研究者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報をいう。

(最高管理責任者)

第3条 東洋学園大学（以下、「本学」という）全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、第2条の審議事項及び任務について指揮をとり、必要なときには調査委員会等の設置を決定することができる。
- 4 最高管理責任者は不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、実施するために必要な措置を講じるものとする。
- 5 最高管理責任者は統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者が責任をもって研究活動等の不正防止に関する運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
- 6 最高管理責任者は不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する理事会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員と議論を深める。
- 7 最高管理責任者は不正防止に向けた啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する者として、統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、副学長をもって充てる。なお、着任者なき場合は、学長が任命する。
- 3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括すると共に、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

(コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者)

第5条 研究費の運営及び管理について、各部門の実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、次の者をもって充てる。

- (1) 各学部長、研究科長、センター長
 - (2) その他統括管理責任者が委嘱する者
- 3 コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告するものとする。
 - 4 コンプライアンス推進責任者は不正防止を図るため、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、部局等内の研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - 5 コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、部局等内の研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に対し、不正根絶に向けた定期的で継続的な啓発活動を実施する。
 - 6 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導するものとする。
 - 7 コンプライアンス推進責任者は、自らが掌理する部局等の研究活動等の不正に関する運営及び管理を適切に行うために、コンプライアンス推進副責任者を置くことができる。
 - 8 コンプライアンス推進副責任者は、次の者をもって充てる。
 - (1) 各学科長、専攻長、センター主任
 - (2) その他コンプライアンス推進責任者が委嘱する者

(研究倫理教育責任者)

第6条 研究者倫理の向上及び不正行為防止のための教育を行うものとして、研究倫理教育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は、副学長をもって充てる。なお、着任者なき場合は、学長が任命する。
- 3 研究倫理教育責任者は、設置校を本務とする研究者等に対し、研究倫理に関する教育を定期的（5年毎）に行わなければならない。

(窓口)

第7条 不正行為があると思料する者は、何人も通報窓口法人本部企画部に通報、情報提供又は相談（以下「通報等」という）することができる。受付方法は、学校法人東洋学園コンプライアンス規程を準用するものとする。

(通報等)

第8条 通報等をしようとするもの（以下「通報者」という）は、原則として顕名により、不正行為に関係する研究者又はグループ（以下「対象研究者」という）の名称、不正行為の態様及びその他事案の内容が明示され、かつ、不正行為であるとする合理的理由等を示さなければならない。

(通報等の取扱)

第9条 前条による通報を受付けた者は、速やかに学校法人東洋学園コンプライアンス規程に基づく報告及び研究倫理委員会（以下、「委員会」という）への報告を行うものとする。

- 2 通報等を受付けた者並びに委員会の委員等は、通報者の氏名等を正当な理由なく他の者に開示してはならない。
- 3 書面による通報など、受付窓口が受け付けたか否かを通報者が知り得ない方法による通報がなされた場合は、委員会等は通報者に通報を受付けた旨を通知するものとする。但し、匿名で通報がなされた場合は通知しない。
- 4 対象研究者が本学研究者ではない場合は、関係機関に回付するものとする。

(職権による調査)

第10条 最高管理責任者は、第8条の通報等があった場合及び次に掲げる不正行為に係る情報を得た場合は、調査の開始を委員会に命ずることができる。

- (1) 研究者の所属部局等から不正行為の疑いが有る旨の報告を受けた場合
- (2) 科学コミュニティ、報道からの指摘及びその他信頼性のある不正行為の情報を得た場合

(秘密保護義務)

第11条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者及び委員長は、通報者、対象研究者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び対象研究者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者又は委員長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、通報者及び対象研究者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は対象研究者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者、委員長又はその他の関係者は、通報者、対象研究者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、対象研究者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(予備調査の実施)

第12条 第8条に基づく通報があった場合又は本学がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合は、委員長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、委員長が指名する。
- 3 前項の委員は、通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 関連資料の調査
 - (2) 関係者への事情聴取
 - (3) 調査対象者への事情聴取
- 5 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第13条 予備調査委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 通報がなされる前に取下げられた論文等に対してなされた通報についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第14条 予備調査委員会は、通報を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して20日以内に、予備調査結果を委員会に報告する。また、調査結果の報告にあわせて、本調査の要否、悪意に基づく通報の可能性について意見を述べるものとする。

- 2 委員会は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定し、最高管理責任者に報告する。
- 3 委員会は、本調査を実施することを決定したときは、通報者及び対象研究者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合には、資金配分機関又は関係省庁や通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、通報を受け付けた日又は予備調査指示日から 30 日以内に当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第15条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、次の者をもって構成し、委員は最高管理責任者が委嘱する。ただし、委員の半数以上は本学に属さない外部有識者とする。
 - (1) 委員会の委員の中から委員の互選によって定められた者若干名
 - (2) 調査に関係する研究分野を専門とする学外の有識者から若干名
 - (3) 法律の知識を有する学外の有識者から若干名
 - (4) その他最高管理責任者が必要と認めた者
- 3 前項の委員は、調査に関係する学部等に所属しない者であって、対象研究者及び通報者等の関係者（以下「関係者」という）と直接の利害関係を有しない者でなければならない。また、本学に属さない外部有識者は、本学と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 調査委員会の委員長は、第2項の委員の中から最高管理責任者が指名する。

(本調査の通知)

第16条 委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を通報者及び対象研究者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた通報者又は対象研究者は、当該通知を受けた日から2週間以内に理由を添えて委員会に対して調査委員会委員にかかる異議申し立てをすることができるものと

する。

- 3 委員会は、前項の異議申立てがあった場合、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、対象研究者及び通報者に通知するものとする。

(本調査の実施)

第17条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査（不正の有無及びその内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査）を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、通報者及び対象研究者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、本調査の実施として、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 関連資料の精査（論文、実験・観察ノート、研究データ等）
 - (2) 関係者への事情聴取
 - (3) 調査対象者への事情聴取
- 4 調査委員会は、対象研究者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、対象研究者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、対象研究者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機械並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 調査委員会は、関係者に対し、必要に応じて証拠の提出等を求めるものとする。これを求められた者は、誠実に協力しなければならない。
- 7 本調査が公的研究費に係る不正行為の場合、調査委員会は、調査に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

(本調査の対象)

第18条 本調査の対象は、通報された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した対象研究者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第19条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、対象研究者の研究活動を制限してはならない。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第20条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第21条 調査委員会の本調査において、対象研究者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び

手続に則って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第17条第5項の定める保障を与えなければならない。

(認定の手続)

第22条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、不正使用の相当額等その他必要な事項を認定する。

- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、本条第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第23条 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、対象研究者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、対象研究者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、対象研究者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属するデータ、実験・観察ノート及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、対象研究者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第24条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む）を通報者、対象研究者及び対象研究者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。対象研究者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て及び再調査)

第25条 委員会は、対象研究者または通報者（以下「対象研究者等」という）に対して、調査結果等に関する不服申立ての機会を与えるものとする。ただし、同一理由による不服申し立ての申請は1回限りとする。

- 2 対象研究者等は、前条の結果等に不服がある場合には、通知等を受理した日から起算して10日以内に、不服申立てを行うことができる。
- 3 委員会は、前項の不服申立てがあったときは、第15条第2項の調査委員会等に再調査を行うか否かについて審議するよう求めるものとする。なお、異議申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要な場合には、最高管理責任者は、調査委員会の委員を交代若しくは追加、または調査委員会に代えて他のものに審議させることができるものとする。新たな調査委員は、第15条第2項及び第3項に準じて指名するとともに、第16条に準じた手続きを行う。不服申し立てがあったときは、当該通報者に通知し、配分機関等及び文部科学省に報告する。不服申し立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 4 調査委員会等は、不服申立ての趣旨及び内容について審議し、不服申立てを却下すべきものと議決した場合は、速やかに委員会に報告するものとする。
- 5 調査委員会等は、再調査を行うと議決した場合には、委員会に報告のうえ、速やかに再調査を行うものとし、対象研究者等に対して、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等を求めるものとする。
- 6 調査委員会等は、前項の資料の提出等がない場合には、再調査を打ち切ることができる。
- 7 調査委員会等は、不服申し立てがあったときから起算して30日以内に再調査の結果等を委員会、最高管理責任者に報告するものとする。
- 8 委員会は、調査委員会等による再調査結果等について再審議等をなし、対象研究者等への通知等を行うものとする。
- 9 委員会は、第17条第1項の事項に関する不服申し立てについて、再審議を行うことがある。

(本調査中における一時的措置)

第26条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、対象研究者に対して通報された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 最高管理責任者は、資金配分機関又は関係機関から、対象研究者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(不正行為があるとの報告等があった場合の対応措置)

第27条 最高管理責任者は、対象研究者の研究活動に不正行為の事実があると認定したときは、次の各号に掲げる必要な対応措置の決定を行うものとする。

- (1) 学校法人東洋学園（以下、「本学園」という）の就業規則等に基づき懲戒処分等の手続きを行うこと
- (2) 研究の停止等を命ずること
- (3) 研究費（研究機器の維持経費等を除く）の使用を禁止すること
- (4) 研究費の一部又は全部を返還させること
- (5) 研究費の申請制限等を行うこと
- (6) 論文等の取り下げを勧告すること
- (7) その他必要な措置

(不正行為がないとの報告等があった場合の対応措置)

第28条 最高管理責任者は、対象研究者の研究活動に不正行為の事実がないと認定したときは、次

の各号に掲げる必要な対応措置の決定を行うものとする。

- (1) 関係者等へ対象研究者の研究活動が適正であること等を周知すること
- (2) 不正行為に係る疑義が生じた際に講じた対応措置を解除すること
- (3) 通報等が悪意によるものと認められたときは、通報者について、氏名等の公表及び本学園の就業規則等に基づき懲戒処分等の手続きを行うこと
- (4) その他必要な措置

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第29条 最高管理責任者は、当該申立てに係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告を配分機関、通報者に通知する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を最高管理責任者は配分機関、通報者に通知する。

- 2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 3 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 4 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(公表等)

第30条 不正行為に関する調査結果の概要等については、公表等を行うものとする。但し、不正行為がないと認められる場合等は、公表等を行わないことができる。

- 2 前項の公表における内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学園が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

(通報者等の保護)

第31条 本学園は、通報を行ったこと、又は調査に協力したこと等を理由として、当該通報者及び調査に協力した者が人事、給与その他の身分及び勤務条件等に関し、不利益な取扱いが起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学園に所属する全ての者は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 本学園は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 4 本学園は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。
- 5 本学園は、通報者及び調査に協力した者等が不利益な取扱いを受けたとき、又は受けるおそれがあると認めるときは、その回復又は防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(対象研究者の保護)

第32条 本学園に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該対象研究者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 本学園は、相当な理由なしに、対象研究者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 3 本学園は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該対象研究者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該対象研究者に不利益な措置等を行ってはならない。

(理事長等への報告等)

第33条 最高管理責任者は、研究の不許可及び必要な対応措置等の決定について、遅滞なく本学園の理事長及び常任理事会又は理事会等に報告等をしなければならない。

(事務)

第34条 この規程に関する事務は、法人本部企画部が取り扱う。

(改廃)

第35条 この規程の改廃は、研究倫理委員会及び大学運営協議会の議を経て、理事会において決定する。

附 則

この規程は平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は平成29年10月 1日から施行する。

この規程は令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は令和 5年 1月 1日から施行する。

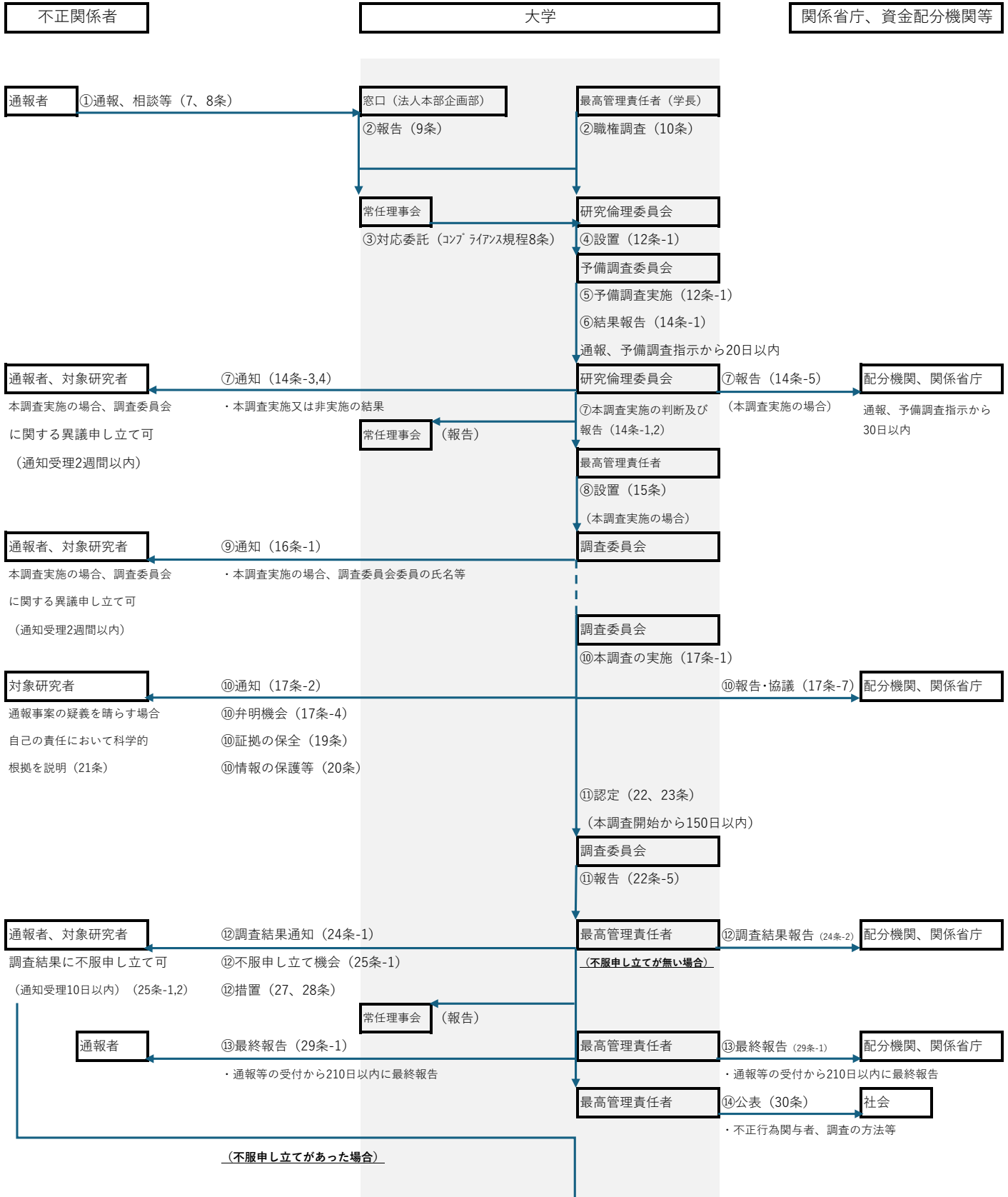
この規程は令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は令和 7年 4月 1日から施行する。

この規程は、従前の「東洋学園大学研究倫理委員会規程」に定められていた不正行為防止体制、不正行為等に係る通報、調査及び処分等に関する規定を分離、整理したものであり、令和8年 4月 1日から施行する。

なお、この規程の内容は、従前の規定を基本としつつ、必要な改訂を加えたものである。

東洋学園大学研究活動の不正行為対応フロー



東洋学園大学研究活動の不正行為対応フロー

